

○ 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（租税特別措置法の一部改正）</p> <p>第十五条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）</p> <p>第二十五条 農業（所得税法第二条第一項第三十五号に規定する事業をいう。）を営む個人が、昭和五十六年から令和五年までの各年において、次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。）であり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内であるときは、当該個人のその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。</p> <p>一・二 省略</p> <p>257 省略</p>	<p>（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）</p> <p>第二十五条 農業（所得税法第二条第一項第三十五号に規定する事業をいう。）を営む個人が、昭和五十六年から平成三十二年までの各年において、次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。）であり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内であるときは、当該個人のその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。</p> <p>一・二 同上</p> <p>257 同上</p>

改正後

(農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)

第六十七条の三 農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人が、昭和五十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛(家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満(その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。)である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。)があるときは、当該農地所有適格法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額(当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。)に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

2 8 省略

改正前

(農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)

第六十七条の三 農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人が、昭和五十六年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛(家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満(その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。)である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。)があるときは、当該農地所有適格法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額(当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。)に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同上

2 8 同上

○ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百一十一号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)</p> <p>第十七条 省略</p> <p>2 法第二十五条第一項第一号に規定する政令で定める市場は、次に掲げる市場とする</p> <p>一 省略</p> <p>二 地方卸売市場で食用肉の卸売取引のために定期に又は継続して開設されるものうち、都道府県がその市場における食用肉の卸売取引に係る業務の適正かつ健全な運営を確保するため、その業務につき必要な規制を行うものとして農林水産大臣の認定を受けたもの</p> <p>三 省略</p> <p>四 省略</p> <p>3 6 省略</p>	<p>(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)</p> <p>第十七条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 同上</p> <p>3 6 同上</p>

改正後	改正前
<p>(農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 第三十九条の二十六 省略</p> <p>2 法第六十七条の三第一項第一号に規定する政令で定める市場は、次に掲げる市場とする。</p> <p>一 省略</p> <p>二 地方卸売市場で食用肉の卸売取引のために定期に又は継続して開設されるもののうち、都道府県がその市場における食用肉の卸売取引に係る業務の適正かつ健全な運営を確保するため、その業務につき必要な規制を行うものとして農林水産大臣の認定を受けたもの</p> <p>三 省略</p> <p>四 省略</p> <p>3 5 省略</p>	<p>(農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例) 第三十九条の二十六 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 同上</p> <p>3 5 同上</p>

<p>改正後</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第十七条第二項の改正規定及び第三十九条の二十六第二項の改正規定並びに附則第九条及び第三十九条の規定 令和二年六月二十一日</p> <p>二 十二 省略</p> <p>(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に関する経過措置)</p> <p>第九条 新令第十七条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が令和二年六月二十一日以後に同号に掲げる地方卸売市場において行う改正法第十五条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二十五条第一項第一号に定める肉用牛の売却について適用する。</p>
<p>改正前</p>	

改正後	改正前
<p>(農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置)</p> <p>第三十九条 新令第三十九条の二十六第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が令和二年六月二十一日以後に同号に掲げる地方卸売市場において行う新法第六十七条の三第一項第一号に定める肉用牛の売却について適用する。</p>	